

職務専念義務違反に関する件

<p>通報内容</p>	<p>A職員が、令和4年度以降、職務専念義務に違反する次の行為を行った。 事案①：A職員は、勤務時間中にも関わらず、喫煙等の目的で、1日あたり平均1時間30分ほど（1回あたり最大45分間ほど）離席する。 事案②：A職員は、業務時間中に自席にて自身のスマートフォンを用い、SNSを閲覧している。</p>
<p>委員の対応・ 不対応の判断 及びその理由</p>	<p>1 判断 事案①について、A職員は、勤務時間中に喫煙する目的で一日あたり累積で最大80分程度離席を繰り返した。また、事案②について、A職員は、勤務時間中に私物のスマートフォンを私的に使用する行為を短時間ではあるが、繰り返した。こうした一連の行為は、地方公務員法第35条及び横浜市職員服務規程第3条に規定する「職務に専念する義務」に反し、事案①については、勤務時間中の喫煙を禁じた副市長通知の趣旨に反するものである。 また、A職員は、令和5年度中にB係長から勤務時間中の喫煙に伴う離席について指導されたにもかかわらず、時間は一日あたり累積で最大20分程度にしたものの、同様の行為を続けた。これは地方公務員法第32条に規定された「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」に反するものである。</p> <p>【参考】 ○地方公務員法 （職務に専念する義務） 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。 （法令等及び上司の職務上の命令に従う義務） 第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。</p> <p>○横浜市職員服務規程 （職務に専念する義務） 第3条 職員は、勤務時間中は全力を挙げて職務に専念するものとし、みだりに勤務場所を離れてはならない。</p> <p>2 まとめ 「職務に専念する義務」や「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」に反するA職員の行為は、公務員としての自覚に欠けるものであると言わざるを得ない。また、上司であるB係長及びC課長は、X課職員からのA職員の行為に関する報告を受け、人事担当課にも相談し、A職員に指導を行ったが、A職員はそもそも令和4年度から当該行為を行っていたとのことであり、管理監督者として対応が遅きに失したことを重く受け止め、今後同様の事案が発生しないよう適切なマネジメントを求めたい。 本件についても、最初のX課職員からの報告からA職員の行為が是正されるまで数か月要しており、結果として本件通報に至ったことを考えると、もう少し迅速に対応できたのではないかと思料される。 所属の報告によると、すでに本件の問題行為は是正され、今後も法令遵守、服務規程遵守について繰り返し周知していくとのことである。委員会としては、引き続き公正な職場運営に取り組んでいくことを求め、対応を終了する。</p>
<p>本市の対応</p>	<p>所属長はA職員の観察を継続すると共に、A職員のみならず全所属職員に対し、服務規程の遵守について改めて指導する。また、局としても、引き続き、喫煙やスマートフォンの件だけでなく、法令遵守、服務規程遵守について繰り返し周知する。</p>